

23 練企企第 10025 号

練馬区行政評価委員会

練馬区行政評価に関する規則(平成23年3月練馬区規則第23号)第9条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成 23 年 6 月 30 日

練馬区長 志村 豊志郎

記

- 1 区が行った事務事業評価の結果の妥当性について
 - 2 区が行った施策評価の結果の妥当性について
 - 3 区の行政評価制度のあり方について
- それぞれ意見を求めます。